

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月3日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

- 被許可者の住所及び名称
静岡県藤枝市平島698番地の1
株式会社カネトモ
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社カネトモ物流管理部保税蔵置場
静岡県藤枝市平島字祢口811番地1
静岡県藤枝市平島字祢口811番地14
静岡県藤枝市平島字祢口821番地1
静岡県藤枝市平島字祢口821番地7
静岡県藤枝市平島字祢口859番地1
静岡県藤枝市平島字祢口859番地6
- 更新した期間
自 令和6年5月1日
至 令和12年4月30日